

岩手沿岸南部広域環境組合公用車運行管理規程

平成18年 9月15日 訓令第8号

改正 平成26年 3月31日 訓令第2号

(趣旨)

第1条 岩手沿岸南部広域環境組合（以下「組合」という。）の公用車の運行管理その他必要な事項について別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で組合が所有し、又は借上げて運行の用に供するものをいう。
- (2) 運転者 運行管理者の命令を受けて公用車の運転に従事する者をいう。

(運行管理者)

第3条 組合に運行管理者を置く。

- 2 運行管理者は、公用車の所管次長等をもって充てる。
- 3 運行管理者は、公用車を安全かつ適切に運行するために必要な措置（以下「運行管理」という。）を講じなければならない。
- 4 運行管理者が不在又は事故あるときは、あらかじめ指名された者が運行管理者の職務を行うものとする。
- 5 運行管理者は、安全運転に必要な運行管理及び運転者の教育、監督等の職務を行うものとする。
- 6 運行管理者は、運転者に対し安全運転に関し必要な指示指導を行うことができる。
- 7 運行管理者は、公用車の点検及び整備については、常に車両の保安及び適切な維持管理に努めなければならない。

(根本基準)

第4条 公用車は、道路運送車両法その他車両の整備に関する法令の規定による整備が適正に行われている状態において、道路交通法その他道路交通の安全の確保に関する法令（以下「道路交通法等」という。）の規定に従い、公務を適正かつ効率的に遂行するために運行されなければならない。

第5条 運行管理者は、道路運送車両法第40条から第42条に規定する保安上の技術基準に適合しない公用車を運行の用に供してはならない。

(点検及び整備)

第6条 運行管理者は、公用車について、運転者に道路運送車両法第47条の規定による点検をさせなければならない。

第7条 運行管理者は、公用車について、道路運送車両法第48条第1項の規定による点検をし、及び同条第2項の規定による必要な整備をしなければならない。

(使用の制限)

第8条 公用車は、次の各号に掲げる場合のほか使用することができない。

- (1) 公務のため必要があるとき。
- (2) 運行管理者が特に必要があると認めたとき。

(使用)

第9条 公用車を使用しようとする者は、公用車使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ運行管理者の承認を得なければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情により、あらかじめ承認を得ることができないときは、事後速やかに承認を得なければならない。

2 運行管理者は、公用車の使用を承認したときは、運転命令書(様式第1号)により、運転者に運転命令をしなければならない。この場合において、運転の技能又は経験の程度、運行用務と職務との関連その他の事情を考慮し、運転させることが適当でないと認められる職員に対しては、運転命令をしてはならない。

3 運行管理者は、その所管に係る公用車の台数が少ない等の事情により第1項及び第2項の規定によることが事務の処理上適当でないと認めるときは、公用車運行管理記録簿(様式第2号)により、公用車の使用を承認し、及び運転命令をすることができる。

4 前3項の規定は、公用車の使用の承認及び運転命令の変更の場合に準用する。

(運行後の措置)

第10条 運転者は、公用車の運行を終えたときは、車両運転報告書(様式第1号)により直ちにその旨を運行管理者に報告するとともに、当該公用車は清掃及び保管上必要な点検をした後、当該公用車の鍵と同時に運行管理者に引き継がなければならない。

(鍵の保管)

第11条 公用車の鍵は、運行管理者が保管するものとする。

(記録)

第12条 運行管理者は、公用車1台ごとに公用車運行管理記録簿(様式第2号)を備え付けて運行管理の状況を記録しておかなければならない。

(運行管理者の義務)

第13条 運行管理者は、公用車の整備及び運転者の健康状態に常に留意するとともに、運転を命ずるに当たっては、これらの状態が運行に適するかどうかを確認し、運転者が道路交通法等を遵守するよう指示する等運行の安全の確保のために必要な措置をとらなければならない。

(運転者の義務)

第14条 運転者は、常に健康の保持に留意し、摂生を重んずるとともに、公用車の運行に当たっては、運行管理者の運転命令及び道路交通法(昭和35年法律第105号)その他関係法令に従い安全の確保及び公務の効率的な遂行に努めなければならない。

2 運転者は、1日1回その運行前に道路運送車両法第47条の2第2項の規定による点検をしなければならない。

(交通事故等の措置)

第15条 運転者(運転者が報告できないときは、使用者又は同乗者)は、公用車の運行中に道路交通法第72条第1項に規定する交通事故が発生したときは、同条に規定する必要な措置を講ずるとともに、直ちに運行管理者に報告しなければならない。道路交通法等の規定に違反した疑いにより警察官の取調べを受けたとき及び公用車を破損したときも、同様とする。

2 運行管理者は、前項の報告を受けたときは、直ちにその事実を調査させ適切な措置を講じさせるとともに、公用車事故報告書(様式第3号)により管理者に報告しなければならない。

(損害賠償)

第16条 公用車の運行によって発生した交通事故について、組合がその損害を賠償すべき責任がある場合は、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第71条の規定により政府が行う自動車損害賠償保障事業の補償を基準として適正な賠償をするものとする。

2 前項の賠償事務の取扱いについては、別に定める。

(求償)

第17条 前条第1項の規定により組合がその損害を賠償した場合において、当該交通事故が運転者の故意又は重大な過失によって発生したものであるときは、組合が賠償した金額の全部又は一部を求償する。

(補則)

第18条 この訓令に定めるもののほか、公用車の運行管理について必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第9条・第10条関係）

公用車使用承認申請書
 運 転 命 令 書
 車 両 運 転 報 告 書

運行管理者	係 長	係

申 請 内 容	使用日時	年 月 日 時 分～ 時 分			・運転手付き ・運転手付き （送迎のみ） ・兼務運転		
	使用目的						
	使用区間						
	乗車人員	人	氏 名 等				
	年 月 日		事務局氏名 ⑩				
配 車	1 公用車名						
	2 借上車			運転者氏名			
上記のとおり承認し、運転を命ずる。							
年 月 日			運行管理者 職氏名 ⑩				
車 両 運 転 報 告 書	時 間	始 業 時	時 分	メーター キロ数	始 業 時	km	
		終 業 時	時 分		終 業 時	km	
		運転時間	時間 分		走行キロ数	km	
	燃料及び 油脂補給	ガソリン 軽 油			運 転 内 容	申請内容のとおり	
		オ イ ル					
	運転中の 故 障	有 無			以上のとおり報告する。 年 月 日		
点検結果	始 業 時	異常 有 無		運 転 者 ⑩			
	終 業 時	異常 有 無					

様式第2号 (第9条・第12条関係)

公 用 車 運 行 管 理 記 録 簿

公 用 車 運 行 管 理 記 録 簿								車両番号	
運行管理者 承認印	年月日	時 間	経 路	用 務	同乗者	運転者	走行キロ数	燃料補給量	摘 要
							総走行キロ数		
		時 分から 時 分まで	から まで (往片)				km	ℓ	
							km		
		時 分から 時 分まで	から まで (往片)				km	ℓ	
							km		
		時 分から 時 分まで	から まで (往片)				km	ℓ	
							km		

注1 この記録簿は、運行管理事務担当が記載すること。ただし、この記録簿により使用承認を請求する場合は、運転者が記載して決裁を受けること。

2 摘要欄には、整備、修理状況を記載すること。

岩手沿岸南部広域環境組合
管理者

様

運行管理者

職

氏

名

⑩

公 用 車 事 故 報 告 書

担当課処理欄			
(1)事故の種別		<input type="checkbox"/> 加害 <input type="checkbox"/> 衝突 <input type="checkbox"/> 接触 <input type="checkbox"/> 横転 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 建物 <input type="checkbox"/> 被害 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 追突 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 負傷 <input type="checkbox"/> 物件破損 <input type="checkbox"/> 建物以外 <input type="checkbox"/> 転倒	
(2)事故発生日時		年 月 日 午 時 分 前 後	(3)天 候 <input type="checkbox"/> 晴 <input type="checkbox"/> 曇 <input type="checkbox"/> 雨 <input type="checkbox"/> 雪 <input type="checkbox"/> 霧 <input type="checkbox"/> 暴風又 は暴風雨 <input type="checkbox"/> その他
(4)事故発生場所		(5)道路名	線
事 故 の 当 事 者	職 員	(6)所 属	(7)職 氏 名 性 別 及 び 年 齢 男 女 (歳)
		(8)免 許	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免許外 <input type="checkbox"/> 停止中
		(10)実車、空車の別	<input type="checkbox"/> 実車 人 <input type="checkbox"/> 空車
	(12)相手側	(13)氏名性別 及 び 年 齢 男 女 (歳)	(14)職 業 及 び 住 所
	<input type="checkbox"/> 人 <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 汽車 <input type="checkbox"/> 電車 <input type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> バイク <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 諸車 <input type="checkbox"/> その他	(15)勤務先及 び 代 表 者 名	(16)住 所 電 話 番 号 (電 話 番 号)
	(17)免 許	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 免許外 <input type="checkbox"/> 停止中	(18)自 動 車 等 の 種 別、社 名 及 び 登 録 番 号
	(19)契 約 保 險 会 社 名	(20)保 險 契 約 者	

(21) 事故の概況		(22) 事故現場の見取図	
(23) 傷害の部位及び 程度	職 員	<input type="checkbox"/> 全治 <input type="checkbox"/> 死亡	日
	相 手 側	<input type="checkbox"/> 全治 <input type="checkbox"/> 死亡	日
(24) 物件破損の程度	職 員	評価	円
	相 手 側	評価	円
(25) 事故の原因			
職員に関する調 (職員が加害者 の場合)	(26) 事故発生前 1週間の 稼働状況		
	(27) 事故車両の 運転経歴	(28) 当日の健康状態	
	(29) 運転経路に 対する認識	(30) 過去の車両運行に 係る刑事罰又は行 政罰の有無 有の場合その内容	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無
(31) 職員及び所属長 の事故処理状況			
(32) 事故本人等の 申立て	(事故の概況等) 上記のとおり相違ありません。 年 月 日 本 人 氏 名 (印) 同乗者等 氏 名 (印)		
(33) 備 考			

注1 各欄の記入は、次によること。

- (1) 該当する箇所にレ印をつけるものとし、加害及び被害について不明の場合は、空欄とすること。
- (4) 番地及び地割まで記入すること。
- (5) 国道、県道、市町村道名等を記入すること。
- (8) 免許の有無を記入するものとし、無の場合免許を有しないものか、又は免許停止処分中のものか該当する箇所にレ印をつけること。
- (9) 貨物自動車、普通自動車、軽自動車、自動二輪車等の種別、車名及び登録番号を記入すること。
- (10) 当該車両に運転手以外の使用者及び同乗者がいたかどうかによって該当する箇所にレ印及び人員を記入すること。
- (11) 貨物自動車等で貨物を積載している場合は、当該貨物の種類及び積載量を記入すること。
- (12) 事故の相手側について、該当する箇所にレ印をつけること。
- (14) 職業は、無職の場合にあってもその内容（例：主婦、学生等）を記入すること。
- (15) (13)は掲げる者の勤務先及び勤務先の代表者氏名を記入するものとし、勤務先のない農業、商店経営等の場合はその旨を、学生、児童等の場合は保護者氏名等を記入すること。
- (16) (15)の住所及び連絡場所を記入すること。
- (17)(18) 相手側が自動車等の場合は、運転者の自動車運転免許の有無、自動車等の種別、車名及び登録番号を記入するものとし、記入要領は、(8)及び(9)の例によること。
- (19) 相手側が自動車等の場合に記入するものとし、当該自動車等が加入している自動車損害賠償保険にあっては契約保険会社名、任意保険に加入している場合にあっては該当任意保険会社名も併せて記入すること。
- (20) (19)の保険契約者名を記入すること。
- (21) 事故の概況を時間的経過に従い詳細に記入するものとし、事故の当時の道路の状況（道路の構造、状態等）、交通量の状態、天候の状況等を報告すること。
- (22) 事故現場を中心に事故地点を×印で表示するとともに当該道路付近の著名建物等を記載し、現場を容易に確認できるように記入すること。
- (23) 傷害の部位、傷病名及び当該傷害の程度を医師の診断により記入すること。
- (24) 物件の破損の具体的内容及び損害評価額を記入すること。
- (25) 運転者（相手側の運転者を含む。）について、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）別表第1備考に該当する法令違反事項に従い事故原因を記入するものとし、車両、歩行者、道路の状況等についても、事故原因と関連があると思われるものについては、詳細に記入すること。
- (26) 事故発生前1週間の当該職員のか働状況（時間外勤務を含む。）を各稼働日ごとに記入すること。
- (27) 運転業務に専念する職員については、当該運転車両の運転経験年月数を、臨時的に運転業務に従事する職員については事故発生前2箇月間の運転経験日数又は時間を記入すること。
- (28) 当日の職員の健康状態について、運行管理者がどのように判断していたかを記入すること。
- (29) 事故発生の道路の交通状況に対する認識の程度、当該道路を通行する頻度を記入すること。

(30) 現に保有する運転免許の効力を生じた日から当該事故発生の日までの間における車両運行に係る刑事罰又は行政罰を受けたことがあるかどうか、ある場合は、その内容を記入すること。

(31) 運転者（使用者及び同乗者がある場合は、その者）の事故概況等を直接当該運転者に記入させることとし、署名押印させること。

2 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 公用車使用承認申請（運転命令）書の写し又は公用車運行管理記録簿の写し

(2) 所轄の警察署長の発行する事故証明書

(3) 医師の診断書